

## 検査研究部門細則

平成 19 年 4 月 1 日制定

### (総則)

第 1 条 この細則は、一般社団法人広島県臨床検査技師会（以下「会」という）の学術部運営規程第 4 条の規定に基づき、検査研究部門（以下「部門」という。）の必要事項を定める。

### (目的)

第 2 条 検査研究部門は、会の学術、研究活動を推進し、会員相互の研修の場をもつことにより、会員の学術活動に寄与することを目的とする。

### (事業)

第 3 条 前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 部門の運営に関する事
- (2) 学術研究、疫学調査に関する事
- (3) 学会、講習会及び研修会の開催に関する事
- (4) 事業計画及び報告書の発行に関する事
- (5) 内外学術他団体との交流に関する事
- (6) その他、前条の目的達成のための事業に関する事

### (組織)

第 4 条 前条の事業を行うため、次に定める部門を設置し、各部門の範疇は下記のとおりとする。

- (1) 生物化学分析部門 生化学的検査、尿・髄液定量検査、免疫・血清学的検査、毒物・薬物検査等に関する学術的事業
- (2) 臨床一般部門 尿定性・半定検査、尿沈渣検査、髄液検査、体腔液検査、関節液検査、糞便検査、寄生虫検査等に関する学術的事業
- (3) 臨床血液部門 血球算定検査、血液機能検査、血液形態検査、凝固・線溶検査等に関する学術的事業
- (4) 臨床微生物部門 臨床微生物学的検査、感染制御等に関する学術的事業
- (5) 輸血細胞治療部門 輸血検査、幹細胞治療、輸血製剤管理等に関する学術的事業
- (6) 病理細胞部門 病理組織検査、細胞診検査等に関する学術的事業

- (7) 染色体・遺伝子部門 染色体検査、病原体遺伝子検査、ヒト体細胞遺伝子検査、ヒト遺伝学的検査等に関する学術的事業
- (8) 臨床生理部門 神経生理学的検査、循環・呼吸生理学的検査、画像診断学的検査等に関する学術的事業
- (9) 臨床検査総合部門 公衆衛生、生殖医療、臨床病態、医療情報、検査室組織管理、医療機器管理等に関する学術的事業

(構成)

第5条 前条の各部門は、次の部門員をもって構成する。

- (1) 部門長 1名
- (2) 会計 1名
- (3) 部門員 10名前後
- (4) 学識経験者 必要に応じ、若干名

2 部門長は学術部長が選任し、常務理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

3 会員は、いずれの部門にも参画することができる。

(任期)

第6条 部門員の任期は2年とし、通算任期の上限は次のとおりとする。

- (1) 部門長 2期4年
- (2) 部門員 3期6年

2 部門長については、前項の定めにかかわらず会長が必要と認めた場合、通算任期を変更することができる。

3 部門員については、前項に定めるにかかわらず部門長が推薦理由を示し、常務理事会がそれを承認した場合、通算任期を変更することができる。

(会議)

第7条 各部門は、第3条の事業を行うため、必要に応じて部門会議を開催する。

(部門会議)

第8条 部門会議は、第5条に定める役員及び学術部長が特に必要と認めた者をもって構成する。

2 部門会議は学術部長が招集し、議長となる。

3 会議を招集しようとするときは、会議の日時、場所、会議の目的等を、書面又は電磁的記録により構成員に通知するものとする。ただし、緊急な事情又は構成員全員の同意がある場合はこの限りでない。

- 4 部門会議は、構成員の半数以上の出席がなければ開催することができない。
- 5 部門会議の議決は、出席した部門員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。
- 6 部門長は、議事録を作成し、会議終了に學術部長へ提出するものとする。

(職 務)

第 9 条 各部門は、次に定める職務を行う。

- (1) 事業の計画と予算の作成
  - (2) 事業計画の実行
  - (3) 関係部門との連絡調整
  - (4) 事業の報告と決算
  - (5) その他、事業の達成に必要な事項
- 2 各部門は、學術部長と連絡をとりながら他部門との調整を図って事業計画を立案するものとする。
  - 3 各部門長は、事業計画及び事業報告作成後、速やかに所定の用紙をもってこれを会長に報告しなければならない。

(報 酬)

第 1 2 条 部門員は無報酬とする。

(細則の変更等)

この細則に定めのない事項については、理事会の決定による。

- 2 この細則を変更する場合には、理事会の議決を経るものとする。

(附 則)

この細則は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

平成 2 4 年 4 月 1 日 一部改正

平成 2 7 年 6 月 1 3 日 一部改正

平成 2 8 年 1 月 1 6 日 一部改正

平成 3 0 年 6 月 9 日 一部改正